

# 昭和二十四年法律第二百四十号

## 司法試験法

目次

第一章 司法試験等（第一条—第十一條）	第二章 司法試験委員会（第十二条—第十六条）
第三章 補則（第十七条）	附則
第一章 司法試験等	
（司法試験の目的等）	
第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行う。	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
三 司法試験は、法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うこととするもの）をいう。第四条において同じ。の課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
（司法試験の方法等）	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
第二条 司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
二 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
（司法試験の試験科目等）	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
一 憲法	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
二 民法	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
三 刑法	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）	四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

院の課程を修了若しくは退学するまでの期間のい  
又は同日から五年を経過するまでの期間のい  
ずれか短い期間

前項の規定により司法試験を受けた者が同項  
第一号の法科大学院の課程を修了した場合にお  
ける第一項第一号の規定の適用については、同  
号中「その修了の日後の最初」であるのは、同  
「次項の規定により最初に司法試験を受けた日  
の属する年の」とする。

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省  
令により、その全部又は一部について範囲を定  
めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、  
検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその応用能  
力を有するかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判  
定に偏ることなく、法律に関する理論的かつ  
実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意  
を用いなければならない。

（司法試験の受験資格等）

4 第一項又は第二項の規定により司法試験を受  
けた者は、その受験に係る受験資格（第一項各  
号に規定する法科大学院の課程の修了若しくは  
司法試験予備試験の合格又は第二項第一号に規  
定する法科大学院の課程の在学及び当該法科大  
学院を設置する大学の学長の認定をいう。以下  
この項において同じ。）に対応する受験期間  
の属する年の」とする。

5 第一項又は第二項の規定により司法試験を受  
けた者は、その受験に係る受験資格（第一項各  
号に規定する法科大学院の課程の修了若しくは  
司法試験予備試験の合格又は第二項第一号に規  
定する法科大学院の課程の在学及び当該法科大  
学院を設置する大学の学長の認定をいう。以下  
この項において同じ。）に対応する受験期間  
の属する年の」とする。

（司法試験予備試験）

4 司法試験委員会の意見の聴取

5 司法試験委員会の意見の聴取

（司法試験の実施）

4 司法試験委員会の意見の聴取





二 第四条中司法試験法第五条及び第六条の改

正規定 平成三十三年十二月一日

三 第二条、第四条（前号に掲げる改正規定を

除く。）及び第五条並びに附則第五条から第

八条までの規定 平成三十四年十月一日

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に

関する法律の一部改正に伴う経過措置）

## 第二条 略

2 法務大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前において、第四条の規定による改正後の司法試験法（次条において「新司法試験法」という。）第四条第二項第一号の法務省令を制定しようとするときは、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

（司法試験法の一部改正に伴う経過措置）

## 第三条

法務大臣は、新司法試験法第五条第三項第二号の法務省令を制定しようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聞くことができる。

（政令への委任）

## 第四条

前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。